

高速道路上の口論と重過失免責

上智大学大学院 清水 太郎

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、 日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授・弁護士 甘利 公人

東京高判平成25年9月9日(平成25年(ネ)第2320 号保険金請求控訴事件)判例集未登載 原審・東京地判平成25年3月13日(平成24年(ワ) 第27142号保険金請求事件)判例集未登載

1. 本件の争点

本件は、保険契約者兼被保険者であった者が高速 道路上で自車を運転中に他者からあおられる等の後 に口論をしていた際、別の車両に轢過されて死亡し た事案について、ファミリー交通傷害保険契約、総 合自動車保険(人身傷害条項)契約に規定する重過 失免責に該当するか否かが争われたものである。本 判決は、重過失を失火責任法の但書の適用が問題と なった【1】最判昭和32年7月9日民集11巻7号1203 頁を引用して結果の予見可能性、回避可能性を前提 とした著しい注意義務違反と解し、これにあたると している。

これまで、最高裁は保険契約における重過失の意義を明確に述べておらず、後述のように学説も分かれているが、個別具体的事案における重過失の解釈が問題となる¹⁾。重過失免責を認める結論は妥当であるが、本判決の重過失の解釈には賛成できないため、以下で検討する。

2. 事実の概要

1 訴外A(保険契約者兼被保険者)は、Aの法 定相続人を保険金受取人とするファミリー交通傷害 保険契約をY1損保(被告・被控訴人)との間で、 総合自動車保険(人身傷害条項)契約をY2損保(被 告・被控訴人)との間で締結していた。

Y1のファミリー交通傷害保険契約約款においては、保険金の支払事由として「運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または交通乗用具の衝突・接触・

火災・爆発等の交通事故によって被った傷害」と規 定され、免責事由として「当会社は、次のいずれか に該当する事由によって生じた傷害に対しては、保 険金を支払いません。①被保険者の故意または重大 な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保 険者の被った損害に限ります。」(以下、「本件免責 条項①」という。)と規定されていた。また、Y2の 総合自動車保険(人身傷害条項)契約約款において は、保険金の支払事由として「当会社は、日本国内 において、被保険者が次の①・②のいずれかに該当 する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を 被ることによって被保険者が被る損害に対して保険 金を支払います。①自動車の運行に起因する事故」 と規定され、免責事由として、「当会社は、次の①~ ⑤のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を 支払いません。①被保険者の故意または重大な過失 によって生じた損害」(以下、「本件免責条項②」と いう。)と規定されていた。

2 Aは、三重県桑名郡内の通称伊勢湾岸自動車 道下り43.2キロポスト先路上(以下、「本件事故現 場」という。) に至るまでの間、A運転の車両(以下、 「A車両」という。) を訴外 C運転の車両 (以下、「C 車両」という。)が後ろからあおり、A車両がそれを かわして、前後が入れ替わったりしながら走行して いた。Cは、運転席側の窓を開けてAに対して罵声 を浴びせるなどしていた。A車両がC車両の前で減 速したため、C車両も減速した。本件事故現場の第 1走行車線上にA車両が停車したため、C車両もそ の後方に停車した。Aが下車し、C車両の方に来た 後、CはAの後を追いA車両の方へ行った。両名は、 A車両の運転席の右側付近で、それぞれ路上に立ち、 向かい合い胸を付き合わせるようにして口論となっ た。そこに、訴外B運転の事業用大型貨物自動車(以 下、「本件貨物自動車」という。)が進行して来て、

停車中のC車両に追突し、その衝撃でC車両がA車両に衝突するとともに、CおよびAに衝突し、両名は路上に転倒した。Aは、後続の自動車にも轢過されて、全身挫滅により死亡した(以下、「本件事故」という。)。そこで、Aの法定相続人である妻X1(原告・控訴人)、子X2~X4(原告・控訴人)が死亡保険金の支払いをY1、Y2に求めた。

なお、本件事故現場は、ほぼ東西に通じる高速道路で、本線が車道幅員11.0メートルの片側三車線道路で、その左側に幅員2.4メートルの路肩がある。道路は、アスファルト舗装され、直線で平坦、乾燥しており、視界を妨げる障害物等はなく、中央分離帯により上下線が区別されている。また、本件事故の発生日時は平成23年4月16日の午前1時05分ころであるが、道路(本線)左側分離帯に外灯1基、加速車線左側コンクリート壁に外灯が3基設置され、現場道路付近は明るい状態である。

3 東京地裁は、「…停車位置が高速道路上であることを考慮すると、A及びCは、追突事故を誘発し、事故による衝撃を直接身体にうけることとなるおそれの高い危険極まりない場所に停車したといえる。そして、A車両が停車後、Aの後方にC車両も停車しており、AがC車両に歩み寄ったことが認められ、Aが危険を回避する為に停車したとはいえず、この危険極まりない停車位置に車両を停車させるきっかけは、Aが停車したことによるものといわざるを得ない。口論は、A車両の運転席のドア前で…向かい合い行われたもので、…かかる位置に車両を停車し車両の運転席のドア側で口論することが、いかに危険であるかは当然に認識できたはずであり、他に正当な事由がない以上、Aに重大な過失があるといえる。

この点、確かに、もともとはCがAの車両をあおったことが端緒であり、停車後もC車両は、ハザードランプをつけていなかった点に過失が認められ、本件貨物自動車の運転者Bにも前方不注意という過失が認められる。しかし、かかる事項の有無にかかわらず本件事故現場にAは停車しないことができたのであり、もともと、免責約款にいう『重大な過失』は、保険当事者に要求される信義則、保険制度における公序良俗の維持を考慮して判断されるものであり、刑事罰や損害賠償の可否とは目的を異にするから、Aの責任を軽減する事由とはならない。」とした。

4 X1らは、重過失を「通常の意味での重大な

過失と区別し、明らかに故意としか思えないが、故意の立証にまでは至らない場合と解すべきであり、故意による保険事故招致であると推認させるべき間接事実が認められる場合に限って免責される。」と主張した上で、Aに故意による保険事故招致であることを推認させるべき間接事実はないとして控訴した。

3. 判旨(控訴棄却・確定)

「ア 総説

重大な過失について、判例(最高裁昭和32年7月9日判決・民集11巻7号1203頁)では、『ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態』と表現し、『ほとんど故意に近い』とは『通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた』のに『漫然とこれを見過ごした』場合としている。これは、結果の予見が可能であり、かつ、容易であるのに予見しないである行為をし、又はしなかったことが重大な過失であると理解するものである。

ところで、今日において過失は主観的要件である 故意とは異なり、主観的な心理状態ではなく、客観 的な注意義務違反と捉えることが裁判実務上一般的 になっている。そして、注意義務違反は、結果の予 見可能性及び回避可能性が前提になるところ、著し い注意義務違反(重大な過失)というためには、結 果の予見が可能であり、かつ、容易であること、結 果の回避が可能であり、かつ、容易であることが要 件となるものと解される。このように重大な過失を 著しい注意義務違反と解する立場は、結果の予見が 可能であり、かつ、容易であることが要 のにおいて、判例における重大な過失の理解とも整 合するものと考えられる。そうすると、重大な過失 については、以上のような要件を前提にした著しい 注意義務違反と解するのが相当である。

そこで、以下ではこのような観点から、本件において、Aに重大な過失があったと認められるかを検討する。

イ 検討

…Aは、原則として停車又は駐車が禁止された高速自動車国道において(道路交通法75条の8第1項)、自動車の故障等のやむを得ない場合ではないにもかかわらず、走行車線上に停車した上に、車外に出て道路上に佇立した状態で口論に及んでいたもの

である。そして、通常人にとって高速自動車国道の 走行車線上に停車して、車外に出ることが事故を誘 発する危険性を高めることになることは、当然に認 識可能な事柄であり、Aにそのような認識が欠如し ていたと認めることはできないから、Aは、本件事 故の結果の予見が可能であり、かつ、容易であった ということができる。さらには、Aは、A車両を走 行車線上に停車せず、また、車外に出ないことが不 可能な事情があったと認めることはできないから、 本件事故の結果の回避が可能であり、かつ、容易で あったということができる。

したがって、Aには、重大な過失があると認められ、Y1らとの間の本件免責条項①及び同②により、Y1らは保険金の支払義務が負わないことになるというべきである。

(当審におけるX1らの主張に対する判断)

…今日において過失は主観的要件である故意とは 異なり、主観的な心理状態ではなく、客観的な注意 義務違反と捉えることが裁判実務上一般的になって いる…。そうすると、X1らの主張は、客観的な注 意義務違反である過失を主観的な故意と同一の概念 として捉えようとするものであって、失当であるこ とは明らかである。」

4. 評釈

1 本判決は、重過失を結果の予見可能性、回避可能性を前提とした著しい注意義務違反と解した上で、AとCが高速道路上で口論していたところに本件貨物自動車が走行してきて本件事故に至っているが、高速道路上で車外に出ることは事故を誘発する危険性を高めると認識可能であるから予見可能性があり、また、車外に出ないこと等も可能であったことから回避可能性もあったとして、重過失を肯定している。最高裁も民事上の重過失の意義を厳格に、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態と解しており、【2】最判昭和57年7月15日民集36巻6号1188頁²¹の調査官解説によると、重過失の解釈は確立していると言われている³¹。そこで、以下では裁判例と学説を概観する。

2 まず、保険契約において重過失免責が問題となった裁判例を分類すると、以下のようになる(任意自動車保険では長く故意免責のみが規定されていたので、以下では交通災害に関する裁判例を挙げる。また、重過失免責以外の論点は省略する。以下の〔有

責〕および〔免責〕は重過失免責に対する裁判所の 判断である。) ⁴⁾。

(1)ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態と理解する裁判例

【3】京都地判平成元年6月28日文研生判6巻39 頁〔免責〕、【4】大阪高判平成4年6月19日文研生 判7巻90頁〔免責〕、【5】松江地判平成9年12月18 日生判9巻567頁〔免責〕等がある。

いずれも、災害関係特約に関する裁判例である。

(2)「ほとんど故意に近い」等の表現を用いずに、 わずかな注意を払えば違法有害な結果を予見するこ とができたのに、この注意を怠ったためにその結果 を予見できなかったこと、またはわずかな注意さえ 払えば危険を回避することができたのにこの注意を 怠ったこととする裁判例

災害関係特約に関するものとして、【4】の原審である【6】大阪地堺支判平成3年10月31日文研生判6巻420頁〔免責〕、【7】東京地判平成7年4月19日生判8巻111頁〔免責〕、【8】高知地判平成15年3月20日生判15巻182頁および【9】高松高判平成15年9月18日生判15巻579頁〔免責〕、【10】大阪地判平成21年9月29日交通民集42巻5号1266頁〔免責〕等があり、積立ファミリー交通傷害保険および災害関係特約に関するものとして【11】静岡地富士支判平成元年7月11日文研生判6巻48頁および【12】東京高判平成2年2月27日文研生判6巻175頁〔免責〕等がある。

ただし、本判決も指摘しているとおり、故意と過失は別個の概念であり、「ほとんど故意に近い」の部分は著しい注意欠如に対するいわば比喩的表現にすぎないと言われていることから、(1)と(2)は同様の理解と考えられる⁵⁾。

(3)重過失の意義を特段論じていない裁判例

災害関係特約に関するものとして【2】以外に【13】 東京地判昭和34年1月28日判時181号22頁⁶⁾〔免責〕、 【14】大阪地判昭和47年7月31日判時682号76頁⁷⁾ 〔免責〕、【15】大阪高判昭和55年9月24日判夕440 号146頁〔免責〕、【16】大阪地判昭和56年6月30日判夕457号120頁〔有責〕、【17】大阪地判昭和57年1月 28日判夕463号141頁〔免责〕、【18】神戸地明石支判 平成3年11月25日文研生判6巻443頁〔免責〕、【19】 福岡地判平成6年6月15日文研生判7巻370頁およ び【20】福岡高判平成8年2月14日生判8巻356頁〔免 責〕、【21】千葉地佐原支判平成6年7月19日生判8 巻31頁および【22】東京高判平成7年1月30日生判8巻28頁〔免責〕、【23】前橋地判平成8年4月22日生判8巻463頁および【24】東京高判平成8年9月11日生判8巻628頁〔免責〕、【25】青森地判平成9年5月30日生判9巻299頁〔免責〕、【26】東京地判平成9年10月27日生判9巻443頁〔免責〕、【26】東京地判平成9年10月27日生判9巻443頁〔免責〕、【27】仙台地判平成10年3月19日生判10巻123頁および【28】仙台高判平成10年10月20日生判10巻401頁〔免責〕、【29】福岡高判平成10年10月23日生判10巻403頁〔免責〕、【30】徳島地判平成14年10月3日生判14巻648頁〔免責〕、

【31】東京地判平成15年9月26日生判15巻590頁〔免責〕、【32】山口地下関支判平成16年4月19日生判16巻284頁および【33】広島高判平成17年1月25日生判17巻34頁〔免責〕、【34】東京地判平成18年7月26日生判18巻518頁〔免責〕等があり、所得補償保険に関するものとして【35】釧路地判昭和55年3月21日判時965号103頁および【36】札幌高判昭和58年10月5日交民集16巻5号1231頁〔免責〕等もあるが、これも(1)(2)の理解に沿ったものと考えられる。

(4)免責の範囲を極力狭く解する裁判例

(1)~(3)に分類される裁判例に比して、保険契約法の視点を加味した裁判例である。附合契約における一般人の理解を基準とする【37】秋田地判昭和31年5月22日下民集7巻5号1345頁〔有責〕や保険者に免責を与えることが信義則に適うことが重過失であるとする【2】の第一審である【38】名古屋地豊橋支判昭和55年8月4日民集36巻6号1200頁〔免責〕、【39】仙台地判平成5年5月11日判時1498号125頁⁸⁾〔有責〕、【40】盛岡地判平成7年6月29日生判8巻163頁〔有責〕、【41】大阪地判平成15年7月4日生判15巻437頁〔免責〕等がある。いずれも、災害関係特約に関する裁判例である。

(4)は少数であり、(4)によると免責の範囲が曖昧になるという欠点があるが⁹⁾、約款条項の解釈である以上は一般的な保険契約者の理解を基準として免責という結論が妥当であることは必要であるため、(4)の見解が(1)~(3)の見解と必ずしも矛盾するものではなく、結論の妥当性を補強するものと言える¹⁰⁾。

裁判例を分析すると、(4)に分類される裁判例以外に、(3)に分類される【13】は、被保険者が列車に乗車後、吐気をもよおしたため、プラットフォームの反対側へ吐瀉しようとして後部デッキに出たが、こらえきらずに同所に吐瀉し、同デッキのプラットフォーム反対側のステップに両足を置き、デッキに腰

を下ろしてさらに吐瀉した後、席に戻るために立ち あがろうとして中腰になった際に列車が発車し、そ の衝撃で車外に転落し車輪に左足を轢断された事案 で重過失を肯定した。

しかし、学説は重過失の認定に疑問を呈しており¹¹⁾、むしろ、本件では被保険者が経済的に困窮した状況にあり、短期間に多数の保険契約に加入している事情があり、本件の保険事故も被保険者の故意の疑いが強いが、そのように断定できないために重過失と認定したと評価されている¹²⁾。そうだとすると、【13】の見解は後述の(5)の学説に近いが、裁判所の考え方が必ずしも固まっているとは言えないと思われる。

以上の裁判例の基本的な傾向として、被保険者の常軌を逸するような行動(高速道路を逆走した【3】、立入禁止の専用軌道敷に立ち入って線路内を歩行していたところ電車に轢過された【15】、酒に酔った状態で道路に横臥あるいは座っていた【4】、【10】、【23】、【24】、【25】、【29】、【34】、酒気帯び運転へ同乗した【32】、【33】等)や反社会的な行動(被保険者がパトカーから逃亡する際に交通事故を起こした【17】、【30】、【41】、飲酒運転で事故を起こした【11】、【12】、【22】、【23】、【35】、【36】等)による保険事故には重過失免責を適用しており¹³、交通事故の場合は、被保険者がこれを避けるために払うべき注意義務をどの程度欠いていたのかが問題となる¹⁴。

これとは反対に、注意義務違反自体は認められても、その行為態様が社会的相当性を有するものであれば、重過失を否定している。学説の賛¹⁵⁾ 否¹⁶⁾ は分かれるものの、【39】は、夜間に被保険者が高速道路の走行車線上を歩行ないし佇立していた際に事故が発生したものであり、それ自体はかなりの程度注意欠如の状態にあったと言わざるを得ない。しかし、当該被保険者がこのような状態に至った理由は、自損事故を起こしたことから二次災害防止のために、後続車両の運転者に案内・誘導の措置を講じようとして走行車線上に入り込んだに過ぎないのであって、非難可能性は低いものとしている。

3 続いて、学説を改めて分類すると、次のようになる。

学説¹⁷⁾ は、裁判例の(1)~(3)同様に、(1) およそ重 過失を一般人を基準とする著しい注意欠如の状態と解する学説¹⁸⁾ 以外に、(5)重過失が免責事由とされている理由は、故意の立証が困難なことが多いからで

あり、したがって、重過失は故意に準じる狭い範囲に限定して解釈すべきであるとする学説¹⁹⁾ がある。(5)の学説は、故意と重過失では非難可能性が異なるにもかかわらず、効果が保険者の全部免責であることから、傾聴すべき見解であると考える²⁰⁾。

(1) の学説は(5)の学説を次のように批判する。つまり、(5)の学説が、重過失に故意の補完機能のみを認めることは、立法趣旨(重過失免責の立法趣旨は保険者の保護にある²¹⁾。)、重過失の文言解釈から問題があり、保険法の重過失のみを他の民事法と区別して特別に解すべき理由は十分に見当たらない。また、そのような趣旨であるならば、保険法において文言上工夫がなされたはずであるというものである²²⁾。

しかし、立法者の意図は法解釈を必ずしも拘束するものではないし²³⁾、民事法にはそれぞれの法律ごとに実現すべき価値があるので、同じ文言の解釈が異なっても決して不自然ではない²⁴⁾。また、例えば【42】大阪高判平成14年12月26日判時1841号151頁は人身傷害保険約款中の「極めて重大な過失」を改正前商法641条の重過失と同義と解している。これは約款解釈の場合であるが、法文において文言上工夫することもなかなか難しいと思われる²⁵⁾。

故意の補完的機能という観点からは、(5)の学説のうち、例えば江頭教授は体系書で「保険契約者または被保険者の重大な過失による事故招致が免責事由とされている理由は、故意の立証が困難なケースが多いからであり、したがってここにいう重過失は故意に準ずる狭い範囲に限定して解すべきである。」²⁶⁾とされている。江頭教授は故意免責の主張が困難な場合を学説の前提とされており、重過失免責に故意の代替的機能のみを与えようと解されているわけではないと思われる。なぜなら、【2】の評釈において、

「本件約款にいう重大な過失を、いわば故意の代替概念的にしか使えないとする考え方を否定した判旨の結論に、賛成したい。」 とされているためである。重過失の解釈については、 [37] に言及されるにあたり、「この判旨を抽象論として高く評価する学説もあるが…ただ、生命保険会社のものと損害保険会社のものとでてん補範囲が異なっている現状では、『一般人の理解』がどのあたりにあるかを知ることは、容易ではなかろうと思われる。」 280 とされている。生命保険会社と損害保険会社のてん補範囲の相違もあるが、免責条項を一般人がどのように理解するのかは、本件で適用されるような約款が問題と

なる事例でも等しく当てはまると思われることから、重過失が単独で問題となる場合は、(1)~(3)の裁判例を念頭に置かれていると思われる。

このように考えると、確かに(5)の学説は(1) の学説よりも重過失を狭く解釈する見解であるが、具体的な事案の解決としてどれほど差が生じるのかは疑問である。言い換えると、(1) の学説と(5)の学説では重過失の範囲に差はあるが、それは故意免責の適用可否が前提にあり、重過失そのものが問題となる事例では差は生じないと思われる。とは言え、重過失免責は精神障害を原因とする事故等の他の免責条項と比して適用範囲に曖昧さがあり、免責条項であることからも狭く解釈すべきである29。したがって、(5)の学説がより妥当と考えられる。

4 本判決について検討する。本件東京地判と本 判決は重過失の解釈が全く異なる。

本件東京地判は、「…かかる位置に車両を停車し 車両の運転席のドア側で口論することが、いかに危 険であるかは当然に認識できたはずであり、他に正 当な事由がない以上、Aに重大な過失があるといえ る。」とし、(3)の裁判例を念頭に置いているように読 める。しかし、続けて「この点、確かに、もともと はCがAの車両をあおったことが端緒であり、停車 後もC車両は、ハザードランプをつけていなかった 点に過失が認められ、本件貨物自動車の運転者Bに も前方不注意という過失が認められる。しかし、か かる事項の有無にかかわらず本件事故現場にAは停 車しないことができたのであり、もともと、免責約 款にいう『重大な過失』は、保険当事者に要求され る信義則、保険制度における公序良俗の維持を考慮 して判断されるものであり、刑事罰や損害賠償の可 否とは目的を異にするから、Aの責任を軽減する事 由とはならない。」としており、保険契約の免責約款 における重過失の意義を論じていることから、(4)の 裁判例のようにも読める。ただし、加害車両の過失 や損害賠償についても言及していることから、ある いは不法行為法の過失相殺と保険制度の差異につい て述べただけかもしれないが、本件東京地判の判決 文からは定かではない。しかしながら、「保険制度に おける公序良俗の維持」についても言及しており、 公序良俗の中で当該状況に至る経緯を考慮に入れる ことが可能であることから、主観的非難可能性を排 除しているわけではないと考えられる。

これに対して、本判決は、本件東京地判を原判決

を補正するということで、全て書き換えている。その上で、【1】を引用して重過失をあくまで客観的に 判断するという姿勢を鮮明にしている。

ところで、失火責任法は明治32年の成立であり、 同法の立法趣旨は当時木造家屋が多く、一旦火災が 発生すると燃え広がって損害が大きくなることと、 失火の際には加害者自身も焼け出されていることを 考慮して責任を制限することにある³⁰⁾。これを保険 契約にあてはめると、保険金がより支払われない方 向へ作用する。保険法立法の背景には保険契約者等 の保護があるにもかかわらず、【1】以外にも同様に 重過失を解釈している判例がある中で、わざわざ 【1】を引用することの当否自体が疑わしい。

また、本判決は、(2)の裁判例に分類しうると考える (ただし、判旨中に「自動車の故障等のやむを得ない場合ではないにもかかわらず」という文言があり、この文言は予見可能性と解すべきと思われるが、非難可能性と解する余地も残されているように思う。なぜなら、【1】の「『漫然とこれを見過ごした』」の文言も引用していることから、当該事故が漫然と引き起こされたか否かで個別具体的な事情は考慮しうるためである。あるいは、【39】との相違を意識しているものとも考えられる。)。(2)は(1)および(3)と同義と解されることを考慮すると、本件東京地裁は(4)の裁判例に分類されると解すべきと思われる。

しかし、あくまで客観的に判断することで妥当な 結論が導けるのかは疑問である(【39】参照。)。

本件ではAが本件貨物自動車のC車両への衝突か ら死亡に至っているが、この経緯は、最初にCがA をあおったからであり、あおられたAの視点からす ると、危険な状態に巻き込まれることを避けるため に、当該状況において取り得る方法を考える必要が ある。また、認定された事実からはどのくらいの時 間AとCが高速道路上で前後を入れ替わりながら走 行していたのかは明らかではないものの、あおられ た上に罵声を浴びせられたなら平常心でいられない のが普通である。そして、本件事故現場も外灯が計 4基あり明るい状態であったと認定されているが、 夜間でいくら照らしても昼のように明るくなるわけ ではないし、当該高速道路の交通量がどのくらいか も認定されていない。AとCがこのような態様で走 行することが可能であったということから想定する と、少なくとも当日の交通量は相当少なかったので はないかと思われる。これらの諸要素を排除して、

Aを一方的に非難できるのかは、直ちに疑問なしとはしない。しかし、Bの観点からすると、B自身にも過失が認められるとはいえ、高速道路の走行車線上で口論が行われているとは思わないだろう。したがって、Aが非難されるのはやむを得ないと思われる(また、保険契約から離れて考えると、おそらく、X1らはBあるいはCにも不法行為責任を追及するものと思われる。上記の諸要素は過失相殺の過程で問われるだろう。)。

裁判例の分析からも、保険事故の発生を招くような危険性が高い行為については、著しい注意欠如が認められやすい傾向にある。その反面、当該行為について著しい注意欠如自体は肯定できるが、その他の一切の事情を考慮して危険性の高い行為をすることについて事情がある場合には、重過失が限定的に解される傾向にある³¹⁾。この傾向は、重過失を狭く解する(4)においても【41】が共済者を免責としていることからも明らかである。したがって、本件東京地判、本判決ともY1らを免責としている結論は妥当である。

なお、本件免責条項①②の重過失の意義に関し、 X1らの主張は「通常の意味での重過失と区別し、 明らかに故意としか思えないが、故意の立証までに は至らない場合と解するべきであり、故意による保 険事故招致であると推認させるべき間接事実が認め られる場合に限って免責される」というものである。 これは(5)の学説に近いものと考えられるが、既述の ように(5)の学説も重過失を故意の代替概念のみとし て解しているわけではない。したがって、この主張 が受け入れられなかったのは当然である。

5 最後に、本判決が一般化されるのであれば、 重過失免責にあたり一切の事情は捨象されて客観面 だけが考慮されることになる。学説では、重過失免 責の趣旨として、信義則と公益に反することが説か れている³²⁾。これらは故意免責の根拠とはなるが、 重過失免責の根拠となりえるものではない。そうだ とすると、重過失免責適用の可否は、当該保険事故 を保険で填補することが保険契約として許されるの か否か、言い換えれば、当該保険事故に至るまでの 事実に対する非難可能性(反社会性)をも考慮して 決すべきである³³⁾。

以上

- 1) 甘利公人「損害保険契約の内容と効果」塩崎勤=山下丈編・新・裁判実務体系19保険関係訴訟法28頁 (2005年・青林書院)参照。
- 2) 青谷和夫・判例評論298号43頁(判例時報1091号205頁) (1983年)、江頭憲治郎・法学協会雑誌101巻6号973頁(1984年)、古瀬村邦夫=和仁亮裕・文研保険事例研究会レポート 5号1頁(1984年)、伊藤瑩子・法曹時報38巻10号2405頁 (1986年)、近藤光男・商法(保険・海商)判例百選(第二版)124頁(1993年)、齊藤真紀・保険法判例百選210頁(2010年)他参照。
- 3) 伊藤・前掲註(2)2413頁参照。
- 4) 裁判例の分析は、甘利・前掲註(1)35頁以下、齊藤・前掲(2)211頁、福田弥夫「重大な過失による事故招致」塩崎勤=山下丈編・新・裁判実務体系19保険関係訴訟法399頁以下(2005年・青林書院)、潘阿憲「重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討(1)」法学会雑誌(首都大学東京)47巻2号93頁以下(2007年)、高島義行「自動車事故と重過失免責」判例タイムズ1269号66頁以下(2008年)、天野康弘「重過失免責の認定と分析」保険学雑誌622号141頁以下(2013年)を参考にした。
- 5) 中西正明「生命保険契約の災害関係特約における重過 失」保険学雑誌538号5頁(1992年)、山下友信・保険法464 頁(2005年・有斐閣)、竹濵修「損害保険における保険事故 招致免責」竹濵修=木下孝治=新井修司編・中西正明先生 喜寿記念論文集保険法改正の論点190頁(2009年・法律文化 社)参照。
- 6) 松岡誠之助・保険判例百選100頁(1966年)、竹内昭夫・ 損害保険判例百選196頁(1980年)参照。
- 7) 中西正明·商事法務768号62頁(1977年)他参照。
- 8) 石田満・判例評論433号68頁(判例時報1515号246頁) (1995年)、山野嘉朗・法学研究(愛知学院大学)37巻1・ 2号235頁(1995年)参照。
- 9) 青谷・前掲註(2)45頁、古瀬村=和仁・前掲註(2)2頁、江頭・前掲註(2)978頁、中西・前掲註(7)64頁参照。
- 10) 山下・前掲註(5)464頁参照。
- 松岡・前掲註(6)101頁、竹内・前掲註(6)197頁、中西・前掲註(7)65頁参照。
- 12) 竹内・前掲註(6)197頁参照。
- 13) 潘・前掲註(4)98頁参照。
- 14) 江頭憲治郎・ジュリスト839号109頁 (1985年) 参照。
- 15) 山野・前掲註(8)238頁参照。
- 16) 石田·前掲註(8)69頁参照。
- 17) 学説の分析は、竹濱・前掲註(5)189頁、戸出正夫「商法第 641条所定の重過失の意義」吉川栄一=出口正義編・石田満

- 先生還曆記念論文集商法・保険法の現代的課題303頁以下 (1992年・文眞堂)、服部榮三=星川長七編・基本法コンメ ンタール[第四版]商法総則・商行為法240頁以下〔中西正 明〕(1997年・日本評論社)、落合誠一監修・編著・保険法 コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険)第2版59頁〔山 下典孝〕(2014年・損害保険事業総合研究所)を参考にした。
- 18) 山下・前掲註(5)368頁、竹濵・前掲註(5)190頁、中西・前掲註(7)63頁、潘阿憲「重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討(2・完)」法学会雑誌(首都大学東京)48巻1号108頁(2007年)参照。
- 19) 戸出・前掲註(ᡢ)304頁、田辺康平・新版現代保険法113頁 (1995年・文眞堂)、石田満・商法IV(保険法)【改訂版】 194頁(1997年・青林書院)、岡田豊基・現代保険法200頁(2010 年・中央経済社)、江頭憲治郎・商取引法〔第7版〕458頁 (2013年・弘文堂)参照。
- **20)** 潘・前掲註(18)110頁以下は重過失の場合は比例減額制度 の導入を主張される。
- 21) 竹濵修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保 険事故招致(1)」立命館法学170号511頁 (1983年) 参照。
- 22) 竹濱·前掲註(5)190頁参照。
- 23) 笹倉秀夫・法解釈講義8頁 (2009年・東京大学出版会)、 山下純司=島田聡一郎=宍戸常寿・法解釈入門23頁 (2013 年・有斐閣) 参照。
- 24) 戸出·前掲註(17)303頁参照。
- 25) 高島・前掲註(4)77頁参照。
- 26) 江頭・前掲註(19)458頁より。
- 27) 江頭・前掲註(2)980頁より。
- 28) 江頭・前掲註(2)978頁より。
- 29) 甘利公人「保険者免責」傷害保険の法理276頁 (2000年・ 損害保険事業総合研究所) 参照。
- 30) 潮見佳男・債権各論Ⅱ不法行為法第2版37頁(2009年・新世社)参照。
- 31) 天野·前掲註(4)154頁参照。
- **32)** 石田・前掲註(回)194頁、大森忠夫・保険法〔補訂版〕148 頁 (1985年・有斐閣) 参照。
- **33)** 甘利公人=福田弥夫・ポイントレクチャー保険法130頁 (2011年・有斐閣) 参照。